

原電の工事に伴う周辺監視区域変更の追加について

1. 概要

原子力科学研究所（以下「原科研」という。）の隣接事業所である日本原子力発電（株）（以下「原電」という。）の東海第二発電所は、平成30年9月26日付けをもって同発電所の新規制基準適合性確認に係る原子炉設置変更許可を受けた。原電は同許可において高台への緊急時対策所等の設置、防潮堤の設置等を行う方針としている。原科研では、炉設置変更許可（原規規発第2008214号 令和2年8月21日付け）をもって敷地及び周辺監視区域の変更及び核燃料物質使用変更許可（原規規発第2005011号 令和2年5月1日付け）をもって周辺監視区域の変更を行っている（図1参照）。それに関連して工事の進捗に合わせ、周辺監視区域の変更を計4回として進めてきたが、安全性向上対策工事のため、早急に作業用地の確保が必要となった。

2. 原電の工事に伴う周辺監視区域変更の全体計画

原電の新規制基準適合のため、今回の追加を合わせて5回に分けて周辺監視区域を変更する。今回の変更位置は防潮堤南部東側である。4回目として追加し、原子力科学研究所原子炉施設保安規定及び核燃料物質使用施設等保安規定に定める周辺監視区域図を変更する。（図2参照）

申請回	変更時期	対象区域	変更理由	関連する工事の時期
1回目	令和2年2月	防潮堤南側工区 放水路エリア	防潮堤工事に伴う変更	工事開始 (令和2年3月)
2回目	令和2年10月	高台	緊対所等の設置に伴う変更	工事開始 (令和2年11月)
3回目	令和4年3月末申請 認可後変更	防潮堤北部西側区間	防潮堤の設置に伴う変更	新設道路工事終了 (令和4年2月)
4回目 (追加)	令和4年12月予定	防潮堤南部東側	安全性向上対策工事の作業用地確保のための変更	工事開始 (令和5年1月予定)
5回目	原電防潮堤等の工事 完了後※	防潮堤南側工区、放水路エリア及び防潮堤南部東側について復旧	工事完了に伴う復旧	工事完了 (令和6年9月予定)

※東海第二発電所の保安規定変更認可申請と併せた申請となるため、原電の申請準備状況により変更時期を見直す。

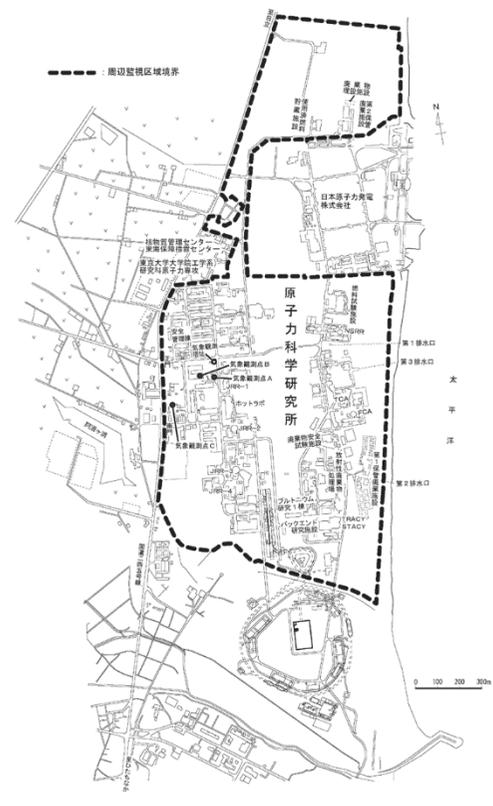
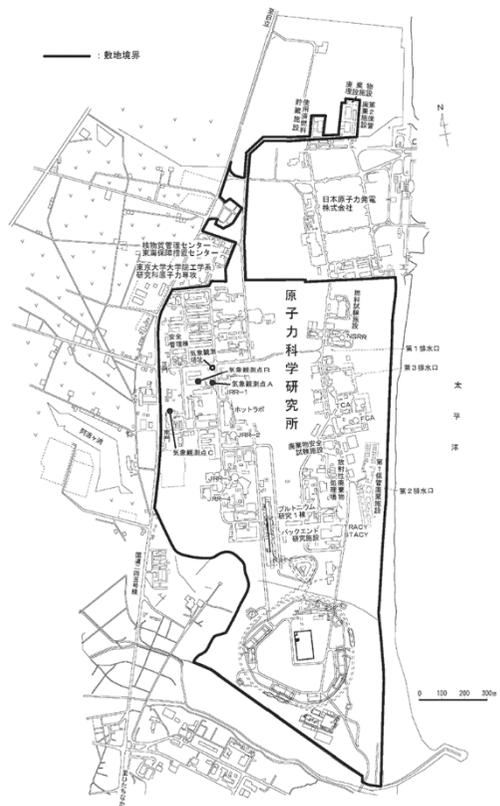


図1. 原子力科学研究所の敷地及び周辺監視区域

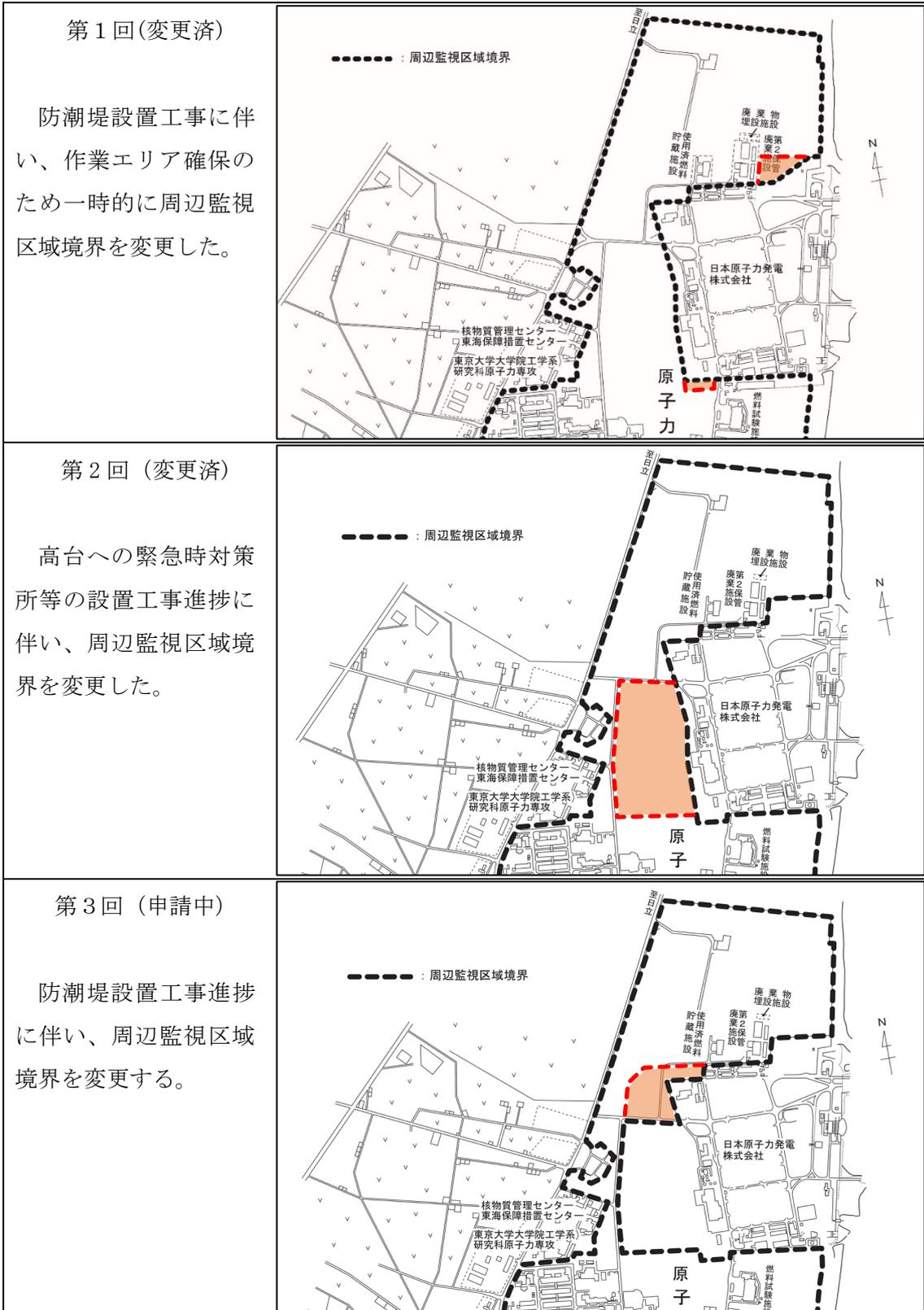


図2. 周辺監視区域変更の全体計画 (1/2)

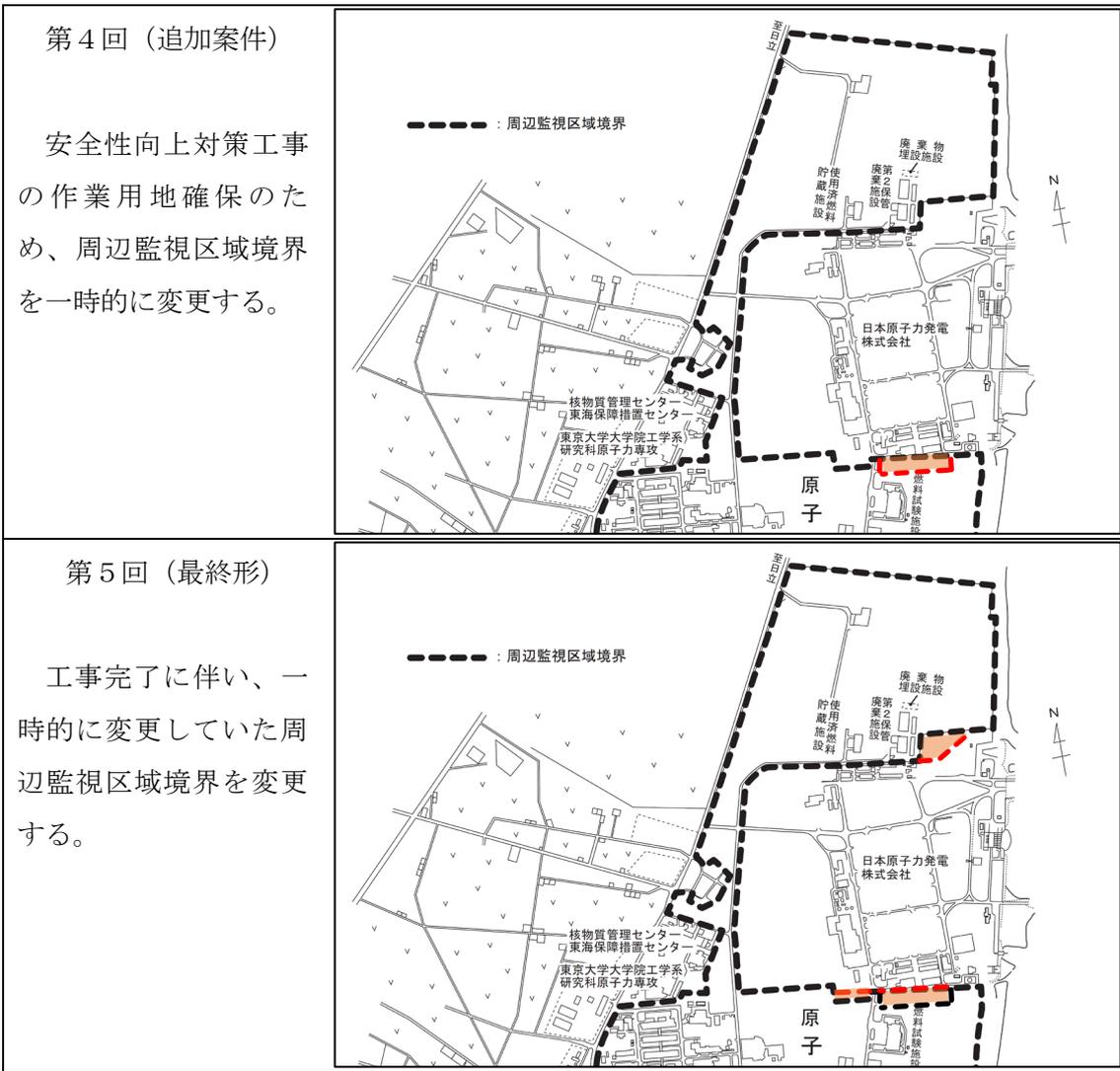


図2. 周辺監視区域変更の全体計画 (2/2)

(面談資料)

令和4年8月10日
日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所
臨界ホット試験技術部

高速炉臨界実験装置（FCA）施設の保安規定改定に係る行政相談

原子力科学研究所の高速炉臨界実験装置（FCA）施設については、令和3年9月29日に廃止措置計画の認可を取得し、全体工程を2段階に分けて廃止措置を進めている。

第1段階においては、2024年度（令和6年度）から炉室設備の解体工事を計画しており、解体工事前の2023年度（令和5年度）に廃止措置計画の変更認可申請及び核燃料物質使用変更許可申請を行う予定である。その際、併せて保安規定の変更認可申請を行い廃止措置に係る工事の方法及び放射性廃棄物管理の詳細について保安規定に追記する。

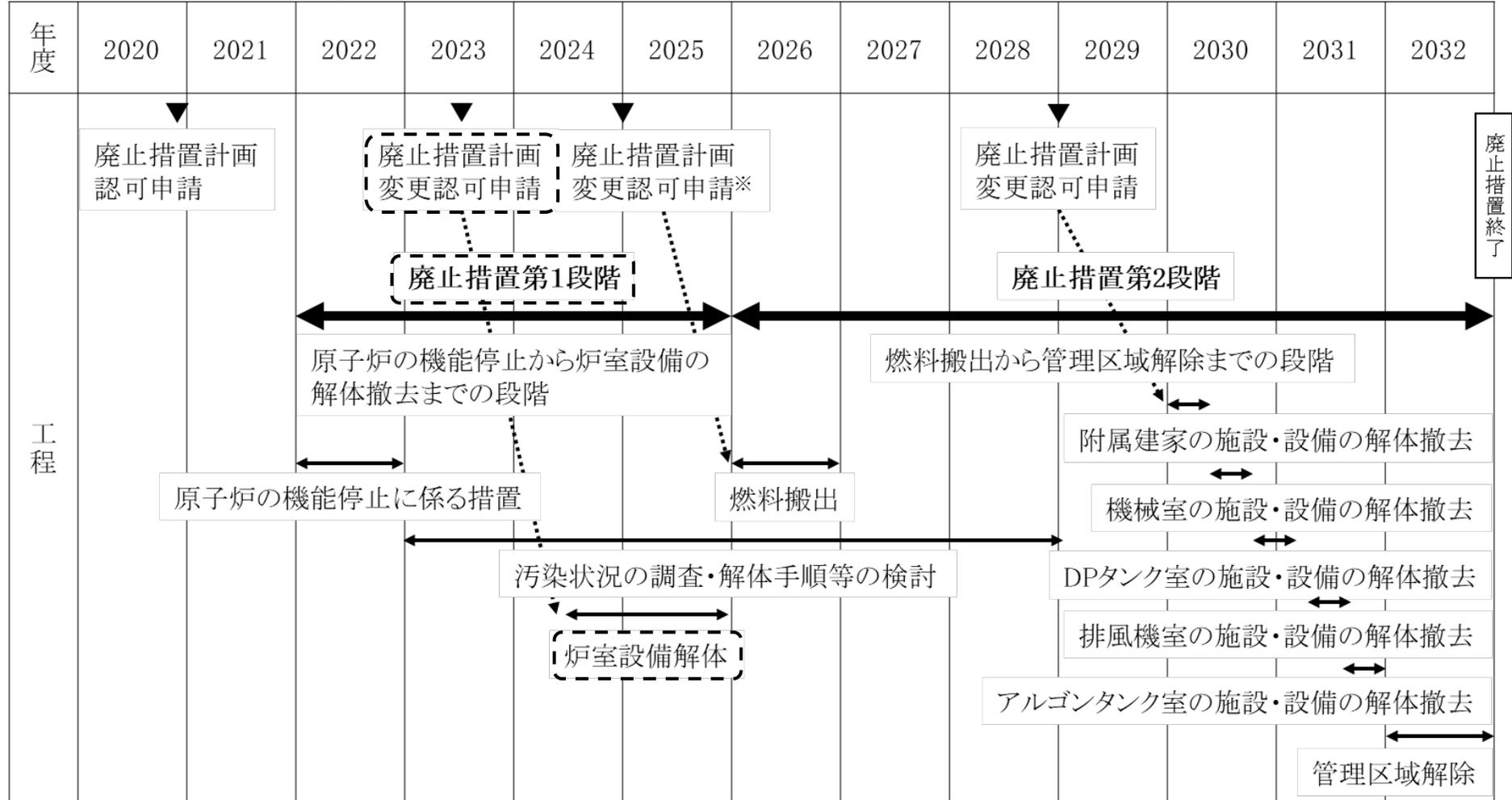
また、今年度から炉室設備の解体工事に先駆けて、FCAの管理区域内に保管している放射性廃棄物でない廃棄物（以下「NR」という。）を順次管理区域から搬出することを計画していることから、今回FCAの保安規定にNRの管理に関する記載を追記することとしたい。記載内容については、既認可の大洗研究所（北地区）の原子炉施設保安規定及び使用施設等保安規定と同様の記載（NRの管理）を追記する。

上記の保安規定変更認可申請は、現在申請中の原子力科学研究所の原子炉施設保安規定及び使用施設等保安規定の認可後、次回の申請で予定している「原子力科学研究所周辺監視区域境界の変更」と併せて行いたい。

以 上

廃止措置全体工程表

2022.8月現在



※ 原子炉設置変更許可も併せて申請する